

環境技術（GHG 削減）付加審査実施要領

（総則）

第1条 本要領は、建設技術審査証明協議会（以下、「協議会」という。）の会員である一般財団法人 土木研究センター（以下、「センター」という。）が、実施する建設技術審査証明事業（以下、「審査証明等」という。）において、CO₂をはじめとする温室効果ガス（GHG）の排出量削減・吸着といった目標が示された環境技術の審査（以下、「付加審査」という。）に適用する。

本要領に記載された事項については、センターが定める建設技術審査証明事業実施要領に加えて適用するものとする。

（審査証明の対象）

第2条 実施要領に同じ。

（審査証明等の依頼の前提条件）

第3条 実施要領に同じ。

（審査証明の依頼）

第4条 付加審査を希望する依頼者は、新技術の審査とあわせて付加審査の依頼を行うものとする。

2 付加審査を希望する依頼者は、**様式－2－1**に定める付加審査用技術概要説明書に必要事項を記入し、記入内容の根拠となる資料等を添えて、センターへ依頼する。

（受付審査）

第5条 実施要領に同じ。

2 受付審査会は、依頼技術について**別紙－A－1**に定める付加審査受付基準に基づき、審査証明等の対象としての適否について受付審査を行うものとする。

3 付加審査の受付審査は、新技術の受付審査会であわせて審査するものとする。

（審査証明依頼の承諾）

第6条 実施要領に同じ。

（依頼者との協議）

第7条 付加審査にあたって、センターと依頼者は次の各項目について協議する。

- 一 審査証明の範囲
- 二 審査期間（従来の新技術の技術審査と期間を合わせること）
- 三 所要経費およびその納入方法（所要経費は付加審査に関する追加費用分とし、従来の新技術の技術審査の所用経費と合算して納入すること）

- 四 提出資料の種類と提出部数
- 五 審査証明報告書の作成に関する事項
- 六 その他

(費用)

第8条 実施要領に同じ

- 4 所要経費は、付加審査に係る追加費用 100 万円（税別）とし、依頼者が負担するものとする。
- 5 付加審査に係る追加の申込み料は請求しないものとする。

(審査証明の方法)

第9条 実施要領に同じ。

- 6 付加審査にあたっては、環境技術（GHG 削減）に関する専門知識や実務的経験を有する者が必ず 1 名以上含まれるように選任する。

(審査証明の中止)

第10条 実施要領に同じ。

(審査証明の過程で発生した産業財産権)

第11条 実施要領に同じ。

(終了審査)

第12条 実施要領に同じ。

(審査証明書および報告書・概要書)

- 第13条** 前条の終了審査の結果、当該依頼技術が審査証明書を交付する技術に値する技術（以下、「審査証明技術」という。）と認定したときは、センターは遅滞なく審査証明書（別紙－D）、概要書（別紙－F）および従来の報告書を作成する。審査証明書、概要書と報告書は、従来の新技術の技術審査と付加審査の両方を統合して作成するものとする。
- なお、当該依頼技術が審査証明技術に認定されなかったときは、その理由を付して審査証明非認定通知書（別紙－E）により、依頼者に通知する。
- 2～4 実施要領に同じ。

(審査証明書の有効期間および管理)

第14条 実施要領に同じ。

(審査証明技術の登録)

第15条 実施要領に同じ。

(審査証明書の内容変更)

第 16 条 実施要領に同じ。

8 付加審査が含まれる変更を希望する依頼者は、様式－2－1に定める付加審査用技術概要説明書に必要事項を記入し、記入内容の根拠となる資料等を添えて、センターへ依頼する。

9 審査証明書取得技術の技術内容の部分的な変更の中に新たに付加審査が含まれる場合の所要経費は、通常の内容変更 3 号の費用に加え、追加費用を 50 万円（税別）とし、依頼者が負担する。

10 審査証明書取得技術の技術内容の部分的な変更が付加審査のみの場合の所要経費は、通常の内容変更 3 号の費用とし、依頼者が負担する。

(審査証明書の更新)

第 17 条 実施要領に同じ。

(審査証明技術の取消し等)

第 18 条 実施要領に同じ。

(審査証明技術の普及)

第 19 条 実施要領に同じ。

(建設技術審査証明協議会への報告)

第 20 条 実施要領に同じ。

(審査証明技術の表示)

第 21 条 実施要領に同じ。

(審査証明技術に係る責任)

第 22 条 実施要領に同じ。

附則

1. 本付加審査実施要領は 2025 年 12 月 11 日より施行する。

建設技術審査証明事業（土木系材料・製品・技術、道路保全技術）
環境技術（GHG 削減）付加審査

受付審査基準

この基準は、依頼技術に対して、土木系材料・製品・技術、道路保全技術の受付審査基準を満足していることに加えて、付加審査の対象としての適否を判断するために定めるものである。

- (1) 従来技術と比較し、必要とされる機能や性能が同等もしくはそれ以上であることに加え、等価二酸化炭素排出量削減の根拠（理由）が、審査証明の技術審査適合していること。
- (2) 依頼技術の等価二酸化炭素排出量算定におけるシステム境界が明確であること。
- (3) 等価二酸化炭素排出量削減効果を算定するために用いる活動量と排出原単位の引用元根拠を明確に示すことができること。

環境技術（GHG 削減）付加審査

技術概要説明書

1. 審査対象となる技術の種類

- | | | |
|------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 材料 | <input type="checkbox"/> 部品 | <input type="checkbox"/> 部材、製品 |
| <input type="checkbox"/> 構造物 | <input type="checkbox"/> 工法 | <input type="checkbox"/> その他 [] |

2. 技術の想定レベル ※1

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 資材選定レベル | <input type="checkbox"/> 施工レベル |
| <input type="checkbox"/> 設計レベル | <input type="checkbox"/> 構想レベル |

3. 環境技術（GHG 削減）開発目標の設定

(1) 依頼された環境技術（GHG 削減）に関する効果

(例：施工性の向上による燃料の削減、施工法の改善による材料の削減)

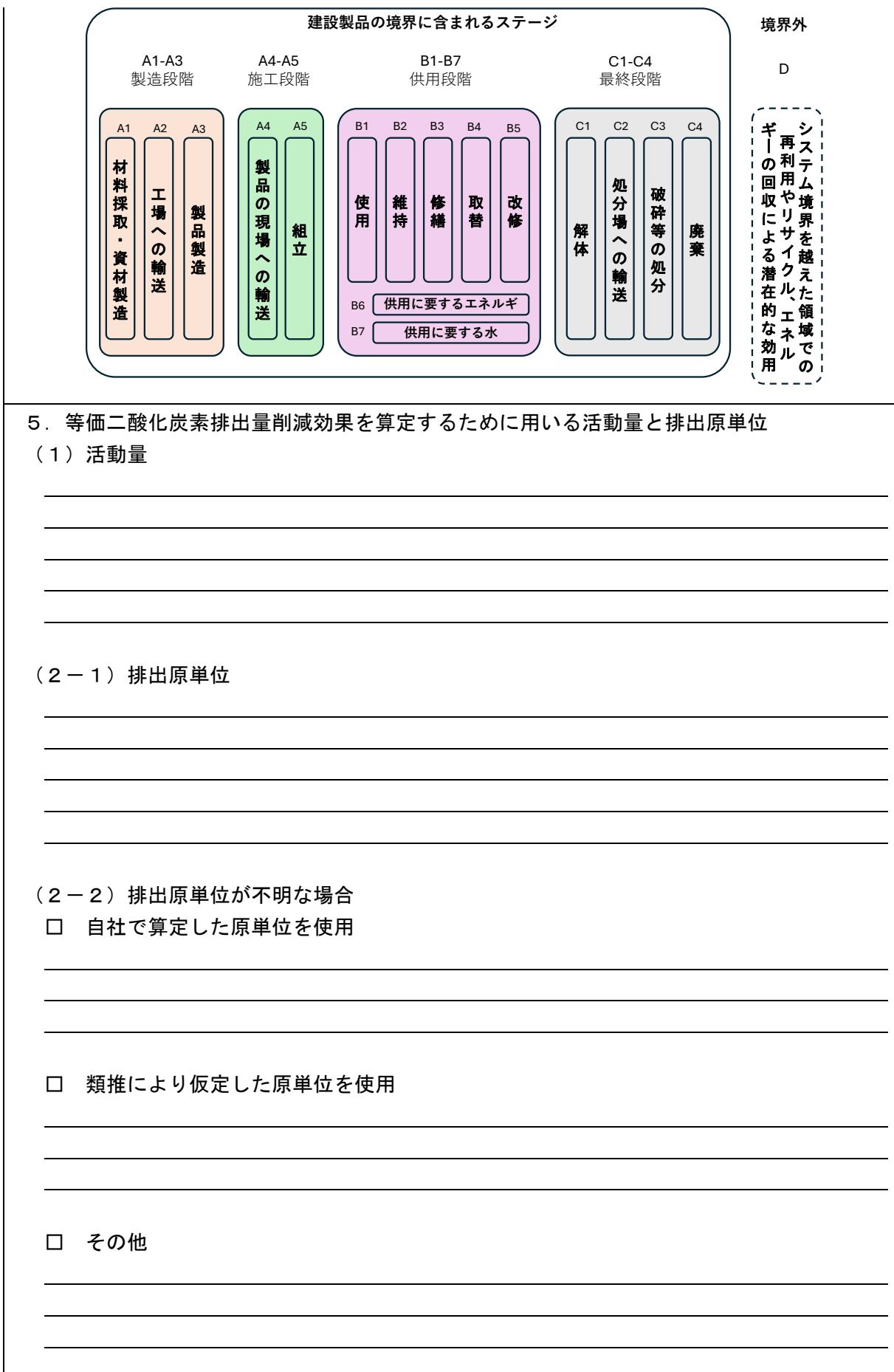
(2) 効果の評価

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 相対評価 (例：従来技術比○○%削減) |
| <input type="checkbox"/> 絶対値評価 (例：○○ t 削減、排出量○○ t 未満) |
| <input type="checkbox"/> その他 [] |

4-1. 環境技術（GHG 削減）のシステム境界（次頁の図を参考に対象範囲全てにチェック）

製造段階 : A 1 A 2 A 3施工段階 : A 4 A 5供用段階 : B 1 B 2 B 3 B 4 B 5 B 6 B 7最終段階 : C 1 C 2 C 3 C 4境界外 : D

4-2. チェックした範囲を対象範囲とした理由（特記事項）

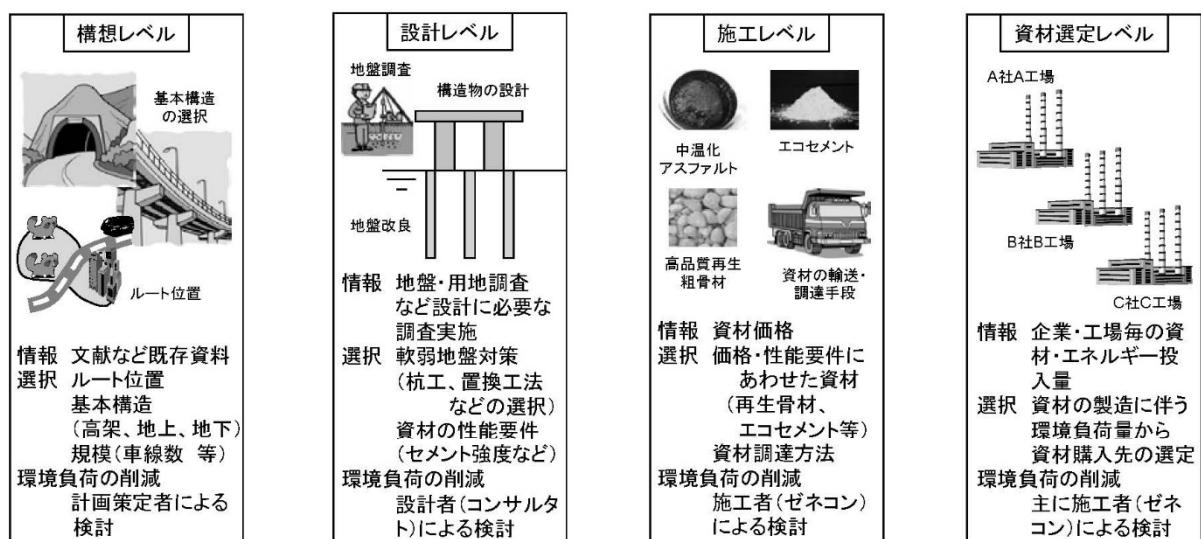


6. 炭素の吸着・回収の扱い

- 考慮する 考慮しない
 その他 []

7. その他（自由記述）

※1 技術の想定レベル（意思決定レベル）について



各段階で総合評価項目に大きく影響を与える構造物からの
環境負荷(二酸化炭素、廃棄物、地形改変...)を比較

概要

条件が定まっていない部分により誤差大
計画の大きな変更が可能

条件

条件が定まっているため誤差小
計画の大きな変更は困難

	排出量		排出量		排出量		排出量
A案	CO2 150万t±60%		A案	CO2 120万t±30%		A案	CO2 100万t±15%
	廃棄物 100万t±60%			廃棄物 120万t±30%			廃棄物 100万t±15%
B案	CO2 100万t±50%		B案	CO2 150万t±30%		B案	CO2 130万t±15%
	廃棄物 150万t±50%			廃棄物 80万t±30%			廃棄物 90万t±15%
C案	CO2 200万t±40%		C案	CO2 180万t±30%		C案	CO2 150万t±15%
	廃棄物 80万t±50%			廃棄物 100万t±30%			廃棄物 80万t±15%

図 各意思決定レベルにおける環境負荷低減検討イメージ

(出典：国土技術政策総合研究所 プロジェクト研究報告, No.36, 2012.2)